

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月14日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第102号

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルスワクチン接種を促進するため新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱(令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知別紙)に基づき一定数以上の接種を行う診療所を運営する法人に対し予算の範囲内において交付する新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金(以下「協力金」という。)に関し、鴨川市補助金等交付規則(平成17年鴨川市規則第47号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 個別接種 診療所の医師が行う新型コロナウイルスワクチン接種をいう。

(交付対象者)

第3条 協力金の交付の対象とする者は、市の区域内に存し、かつ、別表に掲げる要件を満たす診療所を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする法人の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(協力金の額)

第4条 協力金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により協力金の交付を申請しようとするときは、鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)
- (3) 個別接種の回数を確認できる書類(個別接種費用の請求書類の写し等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、規則第4条の規定により協力金の交付の可否を決定し、鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知が協力金の交付を決定するものであるときは、当該通知に定める協力金の額は規則第14条の規定により確定した協力金の額とし、当該通知をもって同条に規定する通知があったものとみなす。

(交付の請求)

第7条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、協力金の交付の決定を受けた者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により協力金の交付を受けた者に対し、協力金の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和5年度以後の年度分の予算に係る協力金について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第4条の規定による交付の決定があった協力金については、第7条から第9条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表(第3条、第4条関係)

要件	協力金の額
----	-------

<p>令和5年5月1日から同年7月2日まで又は同月3日から同年8月31日までのそれぞれの期間に週100回以上の個別接種を4週以上行い、かつ、週100回以上の個別接種を行ったそれぞれの週のうち1日以上は、時間外、夜間又は休日において接種体制を用意していること。</p>	<p>要件を満たす週の個別接種の回数に2,000円を乗じて得た額</p>
---	--------------------------------------

備考

- 1 「時間外」とは、診療所が標榜する診療時間以外の時間をいう。
- 2 「夜間」とは、午後6時以降の時間をいう。
- 3 「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 4 「接種体制を用意する」とは、診療所における接種体制又は高齢者施設等における入所者若しくは従事者を対象とする接種体制を用意することをいう。
- 5 本事業における週の考え方は、月曜日から日曜日までの7日間を1週とする。ただし、令和5年8月の最後の週は、8月28日から同月31日までの4日間を1週とする。

別 記

第1号様式（第5条関係）

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 所在地

名称

代表者名

㊟

電話番号

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 診療所の名称及び医療機関コード

(1) 診療所の名称

(2) 医療機関コード

3 交付申請額の算定

期間 年 月 日から 年 月 日まで

区分		月	火	水	木	金	土	日	週の接種回数
①	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
②	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
③	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
④	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
⑤	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回

	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
⑥	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
⑦	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
⑧	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
⑨	個別接種実施日	/	/	/	/	/	/	/	回
	時間外等の接種体制の有無								
	接種回数（予診のみを除く。）								
合計（A）									回

接種回数合計 (A)	単価 (B)	交付申請額 (A×B)
回	2,000 円	円

#### 4 診療所が標榜する診療時間

月	
火	
水	
木	
金	
土	
日	
備考	

#### 5 添付資料

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- (3) 個別接種の回数を確認できる書類（個別接種費用の請求書類の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

誓約書

私は、鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金の交付を受けられないこと及び返還を求められることについて、異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 申請の要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- 2 鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金の交付を申請した者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付要綱第3条第2項各号のいずれにも該当せず、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。また、その内容に該当しないことを確認するため、市が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- 3 市から申請の内容について確認又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 申請の要件に該当しない事実、不正等が発覚した場合は、直ちに協力金を返還します。
- 5 協力金の申請に係る書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を今後5年間保存することについて承諾します。

年 月 日

(宛て)  
鴨川市長

所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

鴨川市長



鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金について、鴨川市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円  
交付条件
  
- 2 不交付  
理由

第4号様式（第7条関係）

鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金交付請求書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

請求者 所在地  
名称  
代表者名 ㊟

年 月 日付け 第 号をもって額の決定のあった鴨川市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業協力金について、鴨川市補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円  
2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		